

**新型コロナウイルス感染拡大に伴う
ガス託送供給料金の特別措置の追加対応について（第 35 報）**

2023 年 1 月 25 日
大阪ガスネットワーク株式会社

大阪ガスネットワーク株式会社（社長：中村 剛）は、2022 年 12 月 23 日に発表した新型コロナウイルス感染拡大に伴うガス託送供給料金の特別措置^{*1}について、この度、現在の社会情勢等を踏まえ、お客さまに対してガスの供給を行う託送供給依頼者様からお申し出をいただいた場合、次のような特別措置を講じます。

なお、本特別措置は、2023 年 1 月 17 日に、経済産業大臣へ「託送供給約款以外の供給条件」の実施について認可申請を行い、本日、認可されたものです。

*1 前回（2022 年 12 月 23 日）の発表：https://network.osakagas.co.jp/press/1311828_50514.html

（1）託送供給料金について（下線部は 12 月 23 日発表分からの変更点です）

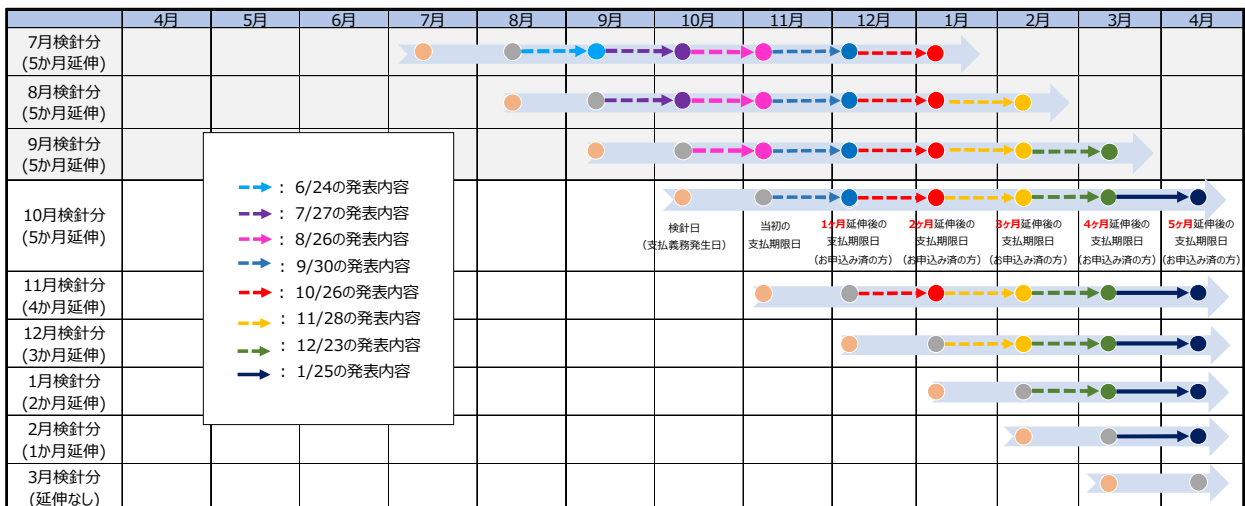
- ① 2022 年 9 月検針分のガス託送供給料金について、支払期限日^{*2}を 5 ヶ月間延長します。
（従来から変更なし）
- ② 2022 年 10 月検針分のガス託送供給料金について、支払期限日^{*2}を 5 ヶ月間延長 します。
（従来は 4 ヶ月間の延長）
- ③ 2022 年 11 月検針分のガス託送供給料金について、支払期限日^{*2}を 4 ヶ月間延長 します。
（従来は 3 ヶ月間の延長）
- ④ 2022 年 12 月検針分のガス託送供給料金について、支払期限日^{*2}を 3 ヶ月間延長 します。
（従来は 2 ヶ月間の延長）
- ⑤ 2023 年 1 月検針分のガス託送供給料金について、支払期限日^{*2}を 2 ヶ月間延長 します。
（従来は 1 ヶ月間の延長）
- ⑥ 2023 年 2 月検針分のガス託送供給料金について、支払期限日^{*2}を 1 ヶ月間延長 します。

（2）今回の措置が適用される託送供給依頼者について

上記（1）の措置は、以下の①・②・③を全て満たすお客さまを需要家とする託送契約を締結している託送供給依頼者からお申し出があった場合に適用します。

- ① 当社のガス供給区域に居住するお客さま
- ② 新型コロナウイルス感染拡大の影響により生活福祉資金貸付制度^{*3}の貸付がなされているお客さま、または、新型コロナウイルス感染拡大の影響に伴う休業・失業等により一時的にガス料金の支払いが困難であると託送供給依頼者が判断するお客さま
- ③ 託送供給依頼者にお申し出のあるお客さま

（参考：今回の措置による支払期限日の変更）



(3) お申し出先

【電話番号】 0120-544-209

【受付時間】 [月～土] 午前9時～午後7時、[日・祝] 午前9時～午後5時

*2 支払期限日

支払義務発生日の翌日から起算して30日目をいいます。支払期限日を経過しても支払されない場合は、支払期限日の翌日から支払日までの期間に応じて延滞利息（1日あたり0.0274%）を申し受けます。

*3 生活福祉資金貸付制度

各都道府県社会福祉協議会が、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、休業や失業等により生活費の貸付けが必要な世帯等に対して、生活費等の必要な資金の貸付け等を行う制度（2020年3月25日に受付が開始された新型コロナウイルス感染拡大の影響による緊急小口資金・総合支援資金の貸付制度）

以上